

箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金
状況変更等届

就職支援補助金

年 月 日

(宛先)箕面市教育委員会教育長

住 所

ふりがな

氏 名

電 話()

ふりがな

連帯保証人氏名

電 話()

下記のとおり、届け出ます。

記

1. 事由

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> ①住所・氏名変更(本人 ・ 連帯保証人) | <input type="checkbox"/> ②内定を辞退する |
| <input type="checkbox"/> ③保育士資格を取得できない | <input type="checkbox"/> ④勤務先、勤務場所の異動(市内) |
| <input type="checkbox"/> ⑤勤務先、勤務場所の異動(市外へ) | <input type="checkbox"/> ⑥休職(産休・育休・病休等) |
| <input type="checkbox"/> ⑦復職 | <input type="checkbox"/> ⑧正職員でなくなる |
| <input type="checkbox"/> ⑨退職 | <input type="checkbox"/> ⑩その他() |

※備考欄へ具体的にご記入ください。

①、②、④～⑩の事由において、該当する日付を記入してください。

年 月 日

①、④、⑤の事由に該当する場合、記入してください。

【対象者】
【変更前】
【変更後】

【備考】

【注意事項】

- ◆②・③の事由に該当されるかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、受給した補助金は全額返還となります。

- ◆採用日から1年以内に⑤・⑧の事由に該当されるかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、受給した補助金は全額返還となります。

- ◆⑥の事由に該当されるかたが、箕面市内保育所等に保育士として1年間引き続いて勤務しなかった場合、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。ただし、病気、出産等教育長が認める理由の場合、その理由が継続している期間を、勤務期間に含めず、その前後の期間を連続させることがあります。

- ◆採用日から1年以内に⑨の事由に該当されるかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、受給した補助金は全額返還となります。ただし、引き続き市内の別の民間保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所 A 型）にて正職員の常勤保育士として勤務する場合は、別の民間保育施設での勤務期間も合算します（退職日から日をあけて別の民間保育施設で勤務する場合は、合算できません）。

【問合せ先】 箕面市教育委員会子ども未来部 保育幼稚園利用課

電話: 072-724-6737

【書類の提出先】 箕面市役所別館 2 階（子ども総合窓口）